

第四章 鳴門市社会福祉協議会の活動計画

一 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的として、民間組織としての自主性と、公益性・公共性の2つの側面をあわせもつ民間の非営利団体です。また、社会福祉法人は、利用者本位の社会福祉制度を確立するという基本的な考えにたち、住民が身近な地域で多様な福祉サービスを利用し、自立した生活を送ることを支援する仕組みを構築していく役割を担うこととされていますが、特に公共的な性格を有する社会福祉協議会においては、地域福祉の推進の中心的担い手としての役割が、社会福祉法にも明確に位置づけられています。

現在の社会福祉協議会の活動は、事業者間の連絡調整にとどまらず、社会福祉活動への

住民参加を推進するための事業や住民参加による社会福祉を目的とする事業の実施が中心となつていますが、一部の市区町村協議会では、見守り相談室の設置や法人後見事業など、地域の実情やニーズにあった新しい事業に取り組みはじめており、これからの社会福祉協議会には、公共性を活かして行政とのパートナーシップを押し進めながら、福祉課題全般に関する地域の新しい課題、特に制度のはざまに類する福祉的課題にどのように応えていくのか、その解決にむけた役割への期待が大きく膨らんでいます。

一 鳴門市社会福祉協議会の現状と課題

鳴門市が平成27年度に「地域福祉に関する市民アンケート調査」を実施したところ、鳴門市社会福祉協議会の名前も活動内容も知らないと回答した人の割合は全体の32.5%もあり、地

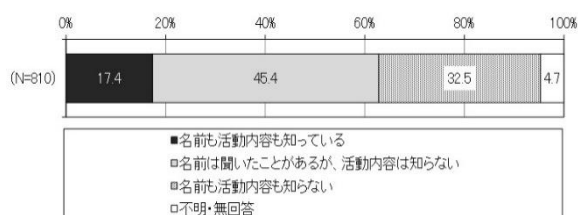
域福祉を推進する民間団体として鳴門市社会福祉協議会が、市民にあまり認知されていない現状が明らかとなりました。



社協シンボルマーク

(23) 鳴門市社会福祉協議会について〈ひとつだけ〇〉(問23)

鳴門市社会福祉協議会を知っているかについてみると、「名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない」が45.4%と最も高く、次いで「名前も活動内容も知らない」が32.5%、「名前も活動内容も知っている」が17.4%となっています。



また、地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定にあたって開催した市民会議や地域座談会の場においても、地域課題の解決のために社協に担ってもらいたいとする意見がほとんど挙がらないという状況も見受けられました。

鳴門市社会福祉協議会では、こうした状況をうけて、これまで実施してきた事業や活動をあらためて見直すとともに、このたび本市13地区で挙げられたそれぞれの地域課題について、地域や市民の期待にこたえべく、社協として新たな活動や支援、事業等を展開していく必要があると考えます。

そこで、今後市社協で実施・展開していく活動計画の基本方針と重点目標を次のように定め、目標達成にむけた具体的な取り組みについても計画に明記することとしました。

～一人ひとりが輝く存在～

『一人の生命は全地球よりも重い』という言葉は耳にされたことはありませんか。この言葉は、明治時代の著書『西国立志編』の序文にある一文だそうですが、平成に至る今日にあっても色あせることなく、人の生命の重さや尊さを問いかけています。生命は、すべてがかけがえのないものであり、決しておろそかにしてはなりません。

私たちがめざす地域福祉でも、この生命の尊重という考え方が根幹にあります。一人ひとりが愛おしまれ、輝く存在であるということを互いに認め合えなければ、そこには対立関係や孤立してしまう不安感が生じてしまいます。

すべての人が、人としての尊厳を守られる地域社会の実現こそが、私たちがめざす「誰もが暮らしやすいまち」なのではないでしょうか。



三 活動の基本目標・主要な施策・重点施策

基本目標Ⅰ. 地域の課題を共に考え、互いに助け合う関係づくり		
主要な施策①	Ⅰ－①地域の福祉活動活性化に向けた仕組みづくりの促進（地域福祉コミュニティの活性化）	
	重点施策	取組事項番号
	A 市民活動の役割を分担し、みんなで活動に取組めるよう支援	①③⑥⑩
	B 定年退職者や転入者などの地域参加への取組み推進	①⑩⑬⑪⑳
主要な施策②	C コミュニティ活動をPRして加入促進を図る	⑥⑧⑪⑯
	Ⅰ－②地域づくりに向けた市民意識の醸成（交流の場づくり、機会づくり）	
	重点施策	取組事項番号
	D 地域活動の支援者の研修会、交流会を開催してスキルアップを図る	①⑬
	E 幅広い世代が参加できるような地域行事の活性化	①⑧⑨⑪
主要な施策③	F 地域の保育所（園）、認定こども園、幼稚園や学校などとタイアップした地域福祉活動を行う	①⑭
	G 地域住民・企業・学校等が行うボランティア体験に協力する	⑫⑭
基本目標Ⅱ. 必要とする福祉サービスを利用しやすい体制づくり		
主要な施策③	Ⅱ－①福祉サービスの適正な利用促進（社会福祉協議会の機能拡充と地域連携）	
	重点施策	取組事項番号
	H 各分野の公的制度等の狭間や複合的な課題への対応	①⑦⑱
	I 総合相談体制の充実	①②③⑥
主要な施策④	J 地域のニュースを情報発信し、みんなに知ってもらい関心をもってもらう	①⑧⑨⑯
基本目標Ⅲ. 安心・安全に地域で生活できる環境づくり		
主要な施策④	Ⅲ－①支援を必要とする人を支えるネットワークづくりの促進（地域福祉ネットワークの構築）	
	重点施策	取組事項番号
	K 地域と社協、地域と地域のつながりを密にして、見守りを行う	①③⑥⑦⑨
	L 高齢者、障がい者、子ども等各分野の事業所間の連携と情報交換を行う	⑪⑱⑲
主要な施策⑤	M 住民、高齢者施設、障がい者施設、保育所などと協力し防災訓練を行う	④⑤
	Ⅲ－②地域での自立した生活の支援（ふれあいの場・機会の創出と地域福祉啓発）	
	重点施策	取組事項番号
	N 身近なふれあいの場を増やし、助け合いの気持ちを根付かせる	①⑥⑬⑭⑰
	O 助けを求めることへの抵抗感を少なくする環境づくり	⑦⑬⑮

四 鳴門市社会福祉協議会の重点的取組事項

鳴門市社会福祉協議会の活動計画では、3つの基本目標、5つの主要な施策のもとに、次の20事項を重点的取組事項とします。特に今後5年間に重点的に取組む事項については、事項名の前に「★」印を付けています。

事項番号	重点的取組事項	取組内容	スケジュール		
			開始期	中間期	終了期
①	★コミュニティソーシャルワーカー(CSW)配置事業	地域でのセーフティネットの体制づくりなど、地域福祉推進事業の担い手として、コミュニティソーシャルワーカーを配置します。			
②	★福祉なんでも相談窓口設置事業	地域の身近な相談拠点として、市内各13地区になんでも相談窓口を関係機関との連携のもとで設置します。			
③	★地域福祉ネットワーク活動の推進	地域住民により要援護者を対象とした見守り・声かけ活動など予防・予知・ニーズの発見活動及び個別援助活動が展開されるような体制づくりを支援し、地域福祉ネットワークの構築及び活動の促進を図ります。			
④	★地域防災福祉マップづくり支援事業	地域で暮らす障がい者やひとり暮らし高齢者等、避難行動要支援者への災害時における避難支援に活用するための防災福祉マップを、地域が主体となって作成できるよう支援します。			
⑤	防災・減災推進事業	災害に強い地域づくりを目指し、減災学習・研修・勉強会・地域の避難訓練・避難所運営訓練・炊き出し訓練・防災イベント・図上訓練などを実施します。			
⑥	地域福祉活動支援センターの設置	集会所や市内福祉施設等に地域福祉活動を推進していく拠点として「地域福祉活動支援センター」の設置を検討するとともに、CSWを配置し、地域力の向上のために、地域福祉の担い手づくりやボランティア、地域活動の支援拠点としての機能強化をめざします。			
⑦	★全戸訪問ローラー作戦事業	なんでも相談窓口の活性化と、地域住民の暮らしの実態を把握するため、町内会・民生委員等と協議の上、連携を図り、13地区内でエリアを決めて全戸訪問する「ローラー作戦」を実施します。			

事項 番号	重点的取組事項	取組内容	スケジュール		
			かいしき 開始期	ちゅうかんき 中間期	しゅうりょうき 終了期
⑧	ちくしゃかいふくしきょうぎかい 地区社会福祉協議会 かつどうしんしんじぎょう 活動推進事業	ちいき かだいはいけつ とりく ちくしゃかいふくしきょうぎかい 地域の課題解決のための取組みを地区社会福祉協議会が 主体的に実施できるよう支援を行います。また ちくしゃかいふくしきょうぎかい かつどう おお しみん し 地区社会福祉協議会の活動をより多くの市民に知っても らうための情報発信力を高めます。			
⑨	ちくしゃかいふくしきょうぎかい 地区社会福祉協議会 いけんこうかいかい かいさい 意見交換会の開催	ちくしゃかいふくしきょうぎかい そうご じょうほうこうかん ば 地区社会福祉協議会が相互に情報交換できる場をつく り、かつどうじれい ほうこくとう ちくしゃかいふくしきょうぎかい かつどう 活動事例の報告等により地区社会福祉協議会の活動 の活性化を促進します。			
⑩	ゆうりょうせいけつしえん 有料生活支援サービス の検討・実施	せんもんか しょくぎょう えんじょ ごじょ せいしん 専門家による職業としての援助ではなく、互助の精神 を基盤とした市民による社会奉仕活動の一環として、 じゅうみんさんかた ゆうりょう ひえいり ざいたくふくし 住民参加型の有料（非営利）在宅福祉サービスについて けんとう 検討します。			
⑪	しょうちいきかつせいか 小地域活性化 モデル事業	ちくしゃきょう なか ちく してい じんざいいくせい 13地区社協の中からモデル地区を指定し、人材育成や こうりゅうそくしん かつせい じぎょう じっし 交流促進、コミュニティ活性のための事業を実施しま す。			
⑫	ボランティアコーディネーター機能の充実	こじんおよ せせつ だんだいとう ぼしゅういらい 個人及び施設、団体等からのボランティア募集依頼をう けつけ、登録ボランティアを中心としたコーディネート を実施します。			
⑬	ふくしこうえんかいとう かいさい 福祉講演会等の開催	しみん ちいきふくし かん いしき じょうせい はか ししききょう 市民の地域福祉に関する意識の醸成を図るため、市社協 において、福祉講演会を開催します。また、地区社協が ふくしこうえんかいとう かいさい ちくしゃきょう 福祉講演会等を開催するにあたっては、講師紹介など せっきよくてき しえん 積極的にこれを支援します。			
⑭	がっこう れんけい 学校との連携による 福祉出前授業の実施	ししききょう かつどうだんたい ふくしせいせつとうしきょういん 市社協やボランティア活動団体、福祉施設等職員による ふくしでまえじぎょう かいさい たいげんかつどう こ つよ とりま 福祉出前授業を開催し、体験活動や個々の強みや取り巻 く環境に着目して考える福祉教育を通じて、若い世代 の地域福祉意識の醸成を推進します。			
⑮	ほうじんこうけんじぎょう けんとう 法人後見事業の検討	はんだんのうりよく ていか しみん けんり ざいさん まも 判断能力が低下した市民の権利と財産を守るための せいねんこうけんじぎょう ほうじんこうけん どうにゅう けんとう 成年後見事業（法人後見）の導入を検討します。			
⑯	ちくしゃきょうこうほうかつどう 地区社協広報活動の 充実	ちくしゃきょう かつどう ひろ しみん し かつどう さんか 地区社協の活動を広く市民に知ってもらい、活動に参加 してもらうため、市社協のホームページに地区社協の じぎょうないよう かつどうしゃしん かいさい 事業内容や活動写真を掲載します。			
⑰	ちいききよてん 地域拠点づくりに むく 向けた支援	せだい へだ ちいきじゅうみん きさる つど ちいききよてん 世代を隔てることなく地域住民が気軽に集える地域拠点 づくりに向け、行政やNPO法人等との連携により空き家 とうちいきしげん かつよう きよてん しえん おこな 等地域資源を活用した拠点づくりへの支援を行います。			

事項 番号	重点的取組事項	とりくみないよう 取組内容	スケジュール		
			かいしき 開始期	ちゅうかんき 中間期	しゅうりょうき 終了期
⑮	介護保険外訪問介護 サービス事業	介護保険や障がい福祉制度の狭間でヘルパーができないサービスについて、日頃慣れ親しんだヘルパーによる安心した支援サービスを実施し、高齢者や障がい者の生活支援、及び家族の負担軽減を図ります。			
⑯	障がい者就労支援施設との連携による移動販売の実施検討	障がい者就労支援施設との連携により、買い物に関するニーズの多い地域への移動販売の実施に向けて検討を行います			
⑰	福祉有償運送事業の実施検討	遠隔地等に居住している要援護者の通院や買い物等について、ガソリン代と送迎者の最低賃金を利用者負担とする福祉有償運送事業の実施にむけた検討を行います。			

第五章 計画の推進にあたって

一 計画の周知広報

広報誌、ホームページなどにより本計画を公表するとともに、地区社会福祉協議会、地域の各種団体、関係機関等に計画書を配布することにより計画の周知広報を図ります。また、各地区で地域座談会を開催し、計画策定の報告及び内容の説明等を行います。

二 計画の進め方

本計画は、基本理念である「みんなが考え、安心してしあわせに暮らすこと」が出来る地域共生社会の実現をめざして、市と社会福祉協議会との連携のもと、市民、地域の各種団体、ボランティア、福祉サービス事業者等と連携・協力し、それぞれの役割を果たすことにより、取り組んでいくものです。

計画の推進にあたっては、地域福祉の担い手である市民の主体性を最大限に尊重し、地域福祉の取り組みを進めていきます。



計画を実行するためにみんなができること

住民・地域の役割

地域福祉を推進していくためには、市民や地域が積極的に地域福祉活動に参画していくことが重要です。地域での助け合い、支え合いの関係をつくっていくとともに、地域課題を自らの問題として受け止め、地域福祉の担い手として、声かけや手伝いなど、自分がすぐにでも取り組めることから、具体的な地域福祉活動へつなげていくことが期待されます。

そのため、各種研修や講座、地域の集まり、地域活動、ボランティア活動に積極的に参加することが望めます。

地区社協・地域活動団体等の役割

地域では福祉活動の充実が図られてきており、各種団体の活動も活発化しています。住民の身近な地域で活動する自治会や地区コミュニティ、老人クラブ、公益活動や市民活動を行う団体、さまざまな事業を展開するNPO法人等、多くの団体が地域での福祉活動に取り組んでいます。これらの団体については、住民が具体的な活動への第一歩を踏み出すきっかけづくりとしての役割が期待されます。そのため、住民への積極的な情報発信を行うとともに、自治会や地区コミュニティ、団体間における交流と、社会福祉協議会や市との一層の連携強化が望めます。

市の役割

市は、地域福祉の推進にあたり、市民福祉の向上をめざして、福祉施策を効率的・効果的かつ総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に運営していく責務・役割があります。市の全庁的な体制のもと、横断的な視点で各事業を実施するとともに、社会福祉協議会、地域で福祉活動を行う関係団体等と連携・協力を図りながら、計画を推進していきます。

さらに、市民の地域福祉活動への参画を促すため、参加機会の提供の充実に努めるとともに、各関係機関等とのネットワーク化を図り、総合的な相談支援体制の強化や情報提供の充実を図ります。

市社協の役割

市社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核を担う組織として、市と共に、地区社会福祉協議会をはじめ、自治会、地区コミュニティ、民生委員児童委員、ボランティアやNPO、福祉施設等との連携をさらに深め、計画を推進していきます。

また、地域福祉活動を実践するボランティアや地区役員の育成、資質向上を図るとともに、新たな地域福祉活動の担い手をつくるため、講座や事業等を実施します。



三 計画の進捗管理と評価

本計画の進捗管理及び評価についても、市と社会福祉協議会とが緊密に連携を図りながら、各事業を推進していく必要があります。そこで、市と市社協では、地域住民や地区社会福祉協議会、福祉関係団体、学識経験者等で構成する「地域福祉評価推進会議(仮)」を開催し、毎年取り組み状況の評価、検討を行います。

進捗管理と評価にあたっては、計画(Plan)、実行(Do)、点検(Check)、見直し(Action)というPDCAサイクルを確立し、効果的な事業推進を図ります。



継続的な改善

